区分			占用面積一平方メートルにつき一年
第七条第八号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		Aに〇・〇一〇を乗じて得た額 Aに〇・〇一四を乗じて得た額 Aに〇・〇一六を乗じて得た額 Aに〇・〇一九を乗じて得た額 Aに〇・〇二三を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに〇・〇二三を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が一のもの	Aに〇・〇〇五を乗じて得た額
		階数が二のもの	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額
		階数が三以上のもの	Aに〇・〇一を乗じて得た額
	その他のもの		Aに〇・〇三三を乗じて得た額
第七条第九号に掲げる施設	建築物		Aに〇・〇一〇を乗じて得た額 Aに〇・〇一四を乗じて得た額 Aに〇・〇一六を乗じて得た額 Aに〇・〇一九を乗じて得た額 Aに〇・〇二三を乗じて得た額
	その他のもの		Aに〇・〇〇八を乗じて得た額 Aに〇・〇一を乗じて得た額 Aに〇・〇一二を乗じて得た額 Aに〇・〇一三を乗じて得た額 Aに〇・〇一六を乗じて得た額
第七条第十号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに〇・〇二三を乗じて得た額
	その他のもの		Aに〇・〇〇八を乗じて得た額 Aに〇・〇一を乗じて得た額 Aに〇・〇一二を乗じて得た額 Aに〇・〇一三を乗じて得た額 Aに〇・〇一六を乗じて得た額
第七条第十一号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに〇・〇一〇を乗じて得た額 Aに〇・〇一四を乗じて得た額 Aに〇・〇一六を乗じて得た額 Aに〇・〇一九を乗じて得た額 Aに〇・〇二三を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに〇・〇二三を乗じて得た額
	その他のもの		Aに〇・〇三三を乗じて得た額
第七条第十二号に掲げる器具			Aに〇・〇三三を乗じて得た額
第七条第十三号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		Aに〇・〇一〇を乗じて得た額 Aに〇・〇一四を乗じて得た額 Aに〇・〇一六を乗じて得た額 Aに〇・〇一九を乗じて得た額 Aに〇・〇二三を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに〇・〇二三を乗じて得た額
	その他のもの		Aに〇・〇三三を乗じて得た額

附　則

この政令は、令和元年十月一日から施行する。ただし、別表の改正規定は、令和二年四月一日から施行する。

国土交通大臣　赤羽　一嘉
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　　義偉

食品ロスの削減の推進に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　　御　璽

令和元年九月二十七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　　義偉

政令第百十三号

食品ロスの削減の推進に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第十九号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

食品ロスの削減の推進に関する法律の施行期日は、令和元年十月一日とする。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　　義偉

食品ロス削減推進会議令をここに公布する。

御　名　　御　璽

令和元年九月二十七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　　義偉

政令第百十四号

食品ロス削減推進会議令

内閣は、食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第十九号）第二十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

（庶務）

第一条　食品ロス削減推進会議の庶務は、消費者庁消費者教育推進課において処理する。

（食品ロス削減推進会議の運営）

第二条　前条に定めるもののほか、議事の手続その他食品ロス削減推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が食品ロス削減推進会議に諮って定める。

附　則

この政令は、食品ロスの削減の推進に関する法律の施行の日（令和元年十月一日）から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　　義偉